

(案)

北海道観光審議会開催要綱

(令和2年7月20日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道観光のくにつくり条例（平成13年10月19日北海道条例第56号）（以下「条例」という。）第10条に基づき設置する北海道観光審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催方法)

第2条 審議会及び条例第16条に基づき設置する部会は、開催場所に出席者を参集する方法又は映像と音声の送受信により相手の状態を認識しながら通話をすることができる方法により開催する。

(部会)

第3条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会は、所属する委員及び特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(審議会への報告)

第4条 部会は、付託事項について調査審議したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

(参考)

北海道観光のくにづくり条例（平成13年北海道条例第56号）（抄）

第3章 北海道観光審議会

（設置）

第10条 北海道における観光の振興を図るため、知事の附属機関として、北海道観光審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第11条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、観光の振興に関する重要事項を調査審議すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 審議会は、観光の振興に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

（組織）

第12条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

（委員及び特別委員）

第13条 委員及び特別委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第14条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第15条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第16条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

（会長への委任）

第17条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。